

別表第1(第3条関係)

補助対象事業	補助事業経費		補助率	補助の 限度額
自主防災組織 結成事業	講師を招いての説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地の調査、防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費(食糧費・消耗品等を除く。)		10分の10	5万円 (初年度 1回限り)
消防設備整備事業	可搬式消防ポンプ		2分の1	50万円
	消火栓用器具、消防ホース、消火器、消火栓ボックス等		2分の1	25万円
資機材等修繕事業	町が設置した防災倉庫、可搬式消防ポンプ、発電機等		2分の1	10万円 (年度1 回限り)
自主防災組織 資機材整備事業	救護用	救急セット(中身のみの購入は除く。)担架、車椅子、AED(本体・パッド・バッテリー)、防災用テント・発電機等	(初年度) 10分の10	(初年度) 50万円
	救助用	投光器等の照明器具、コードリール、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、リヤカー、脚立、はしご、救助用工具等	(2年目以降) 2分の1	(2年目以降) 25万円
	水防用	スコップ、救助用ロープ、ブルーシート、救命ボード、救命胴衣、土嚢等		
	防災用被服類	ヘルメット・活動服(法被、ジャンパー等)・腕章・消防用長靴等		
	通信器具	簡易無線機、拡声器(メガホン・ハンズフリー拡声器等)、携帯ラジオ等		
	炊出器具	かまどベンチ、炊飯装置、ガスコンロ、鍋、釜類、浄水器(濁水時使用可能の物)、ポリタンク等		
	その他	町長が特に必要と認める用品 ※保存食・飲料水・上記以外の消耗品・燃料を除く。		
自主防災組織 活動事業	啓発活動等	啓発広報紙、防災マップ・地区防災計画等作成に係る経費、危険箇所巡視や注意喚起、避難行動要支援者に関する支援体制等に係る経費	10分の10	5万円 (年度1 回限り)
	防災訓練	防災に関する講演会(バス代等視察研修費用・会場費・講師謝礼)、防災訓練の企画及び実施に係る経費、炊出食材費		
	その他	町長が特に必要と認める経費		